

平成24年11月27日

東芝ホームアプライアンス株式会社が製造した電気掃除機の リコール（無償交換）

東芝ホームアプライアンス株式会社が製造した電気掃除機において、製品を焼損し周辺を汚損する重大製品事故が発生しました。

当該事故は、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき、重大製品事故報告を受け、平成24年5月15日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故として公表していたものです（管理番号A201200114）。

当該事故の原因は、モーターから出た高温物質片（高温のカーボン片）が、本体内部の排気フィルター（誤って非難燃性材料を使用）に付着したため、発煙に至り、製品を焼損し周辺を汚損したものと考えられます。

このため、事故の再発防止を図るため、明日より同社において対象製品の無償交換が実施されます。

経済産業省は、当該製品をお持ちの方に対し、事故の再発防止のため、製造事業者の行う無償交換を受けるよう呼びかけます。

1. 事故事象及び再発防止策について

（1）事故事象について

東芝ホームアプライアンス株式会社が製造した電気掃除機において、製品を焼損し周辺を汚損する重大製品事故が発生し、消費生活用製品安全法第35条第1項に基づき報告された重大製品事故は1件です（管理番号 A201200114）。また、同種事故として、独立行政法人製品評価技術基盤機構（「NITE」）に報告された事故は2件（非火災）です。

当該事故の原因は、モーターから出た高温物質片（高温のカーボン片）が、本体内部の排気フィルター（誤って非難燃性材料を使用）に付着したため、発煙に至り、製品を焼損し周辺を汚損したものと考えられます。

（2）再発防止策について

東芝ホームアプライアンス株式会社では、事故の再発防止を図るため、本日、プレスリリース及びホームページへの掲載を行うとともに、平成24年11月28日付けで新聞社告、販売店を通じた所有者に対するダイレクトメールの送付などを実施し、対象製品について同等の製品への無償交換を実施します。

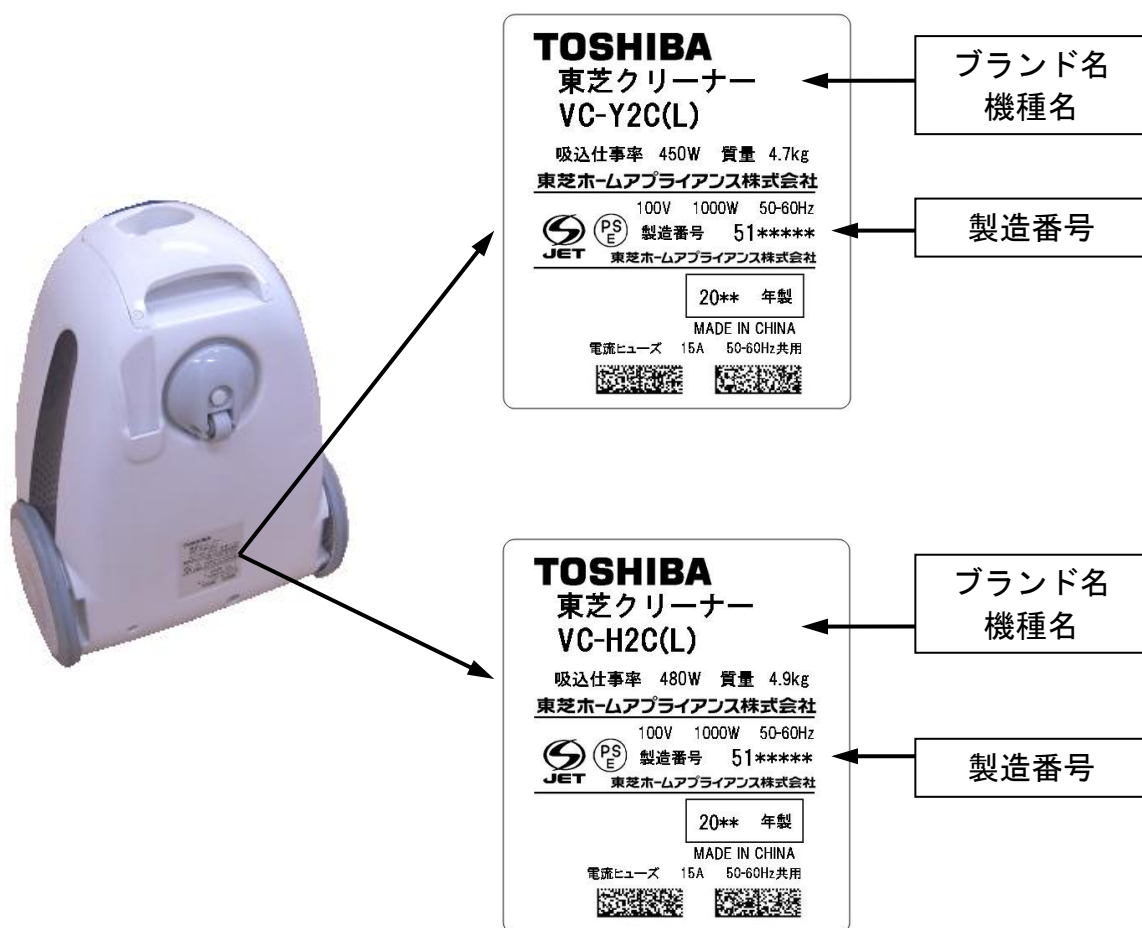
2. 対象製品：製品概要、対象製品の外観及び確認方法

(1) 製品名、型式、品番、対象台数、対象製造番号及び製造期間

製品名	機種名・型式	対象台数		対象製造番号	製造期間
東芝クリーナー (電気掃除機)	VC-Y2C(L)	68,995 台	計 73,847 台	5100001～ 5168995	平成 21 年 10 月 ～平成 23 年 3 月
	VC-H2C(L)	4,852 台		5100001～ 5104852	平成 21 年 10 月 ～平成 22 年 5 月

(2) 対象製品の外観及び確認方法

製品本体の裏面に銘版があり、その中にブランド名、機種名及び製造番号が記載されています。



3. 事業者の対応

同等の製品への無償交換を実施します。

4. 事業者の告知

- ・プレスリリース : 平成24年11月27日(火)
- ・ホームページへの掲載 : 平成24年11月27日(火)
- ・新聞社告 : 平成24年11月28日(水)
- ・所有者に対してダイレクトメール送付 : 平成24年11月28日(水)以降順次

5. 消費者への注意喚起

上記の対象製品をお持ちの方は、下記問い合わせ先に速やかにご連絡ください。

6. リコール対象製品に関する問い合わせ先

- ・電話番号 : 0120-060-403 (フリーダイヤル)
- ・受付時間 : 12月14日まで 9時～20時 (毎日)
12月15日以降 9時～18時
(土日、祝日、年末・年始(12/29～1/3)を除く)
- ・ホームページ : <http://www.toshiba.co.jp/tha/>

(本発表資料のお問い合わせ先)
商務流通保安グループ製品安全課製品事故対策室長 野中
担当 : 宮下、古田、角田
電話 : 03-3501-1511 (内線 : 4311)
03-3501-1707 (直通)